

八尾市公共施設清掃委託業務低入札価格調査実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、八尾市長期継続契約に係る委託業務総合評価一般競争入札実施要綱第14条の規定に基づき、本市が発注する長期継続契約に係る公共施設清掃委託業務について、低入札価格調査を実施するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 低入札価格調査 施行令第167条の10の2第2項の規定に基づき、落札者となるべき者の当該申込みに係る価格によってはその者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるかどうか、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適當であると認められるかどうかについて判断するために行う調査をいう。
- (2) 調査基準価格 低入札価格調査を行うかどうかについて判断する基準となる価格をいう。
- (3) 総合評価一般競争入札 施行令第167条の10の2の規定に基づき、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした者のうち、価格その他の条件が本市にとって最も有利なものをもって申込みをした者を落札者とする競争入札の方式をいう。

(対象とする契約)

第3条 この要領の規定は、八尾市長期継続契約に係る委託業務総合評価一般競争入札実施要綱に基づき、総合評価一般競争入札により公共施設清掃委託業務に係る契約を締結しようとする場合について適用する。

(調査基準価格)

第4条 市長は、前条に規定する契約（以下「対象契約」という。）に係る競争入札を行おうとする場合は、あらかじめ、調査基準価格を定めるものとする。

(調査基準価格の算定方法)

第5条 調査基準価格は、予定価格算出の基礎となった次に掲げる額の合計額に、当該合計額予定価格算出の基礎となった消費税及び地方消費税の税率を乗じて得た額を加算した額（1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。

- (1) 直接人件費の額
- (2) 直接物品費の額

- (3) 業務管理費の額に100分の30を乗じて得た額
- (4) 一般管理費等の額に100分の30を乗じて得た額
- 2 前項の額が算定できない場合は、予定価格に過去の入札（施設の追加・変更等における入札を除く。）における落札率の平均値を乗じて得た額（1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。以下この項において同じ。）を調査基準価格とすることができる。ただし、当該額が、予定価格に100分の85を乗じて得た額を超える場合にあっては当該100分の85を乗じて得た額とし、予定価格に100分の60を乗じて得た額に満たない場合にあっては当該100分の60を乗じて得た額とする。
- 3 前2項のいずれの額も算定できない場合の調査基準価格は、市長が定める額とする。

（入札参加者への周知）

第6条 市長は、総合評価一般競争入札を行おうとする場合は、入札の公告又は入札要領に次に掲げる事項を入札条件として記載し、入札参加者へ周知するものとする。

- (1) 低入札価格調査を実施すること。
- (2) 調査基準価格を下回る価格（以下「低入札価格」という。）で申込みをした者（以下「低入札価格入札者」という。）は、市長が指定した日時に、低入札価格調査に必要な書類を提出し、低入札価格調査に応じなければならないこと。
- (3) 低入札価格入札者は、低入札価格調査を行った上で落札者とするか否かを決定すること。
- (4) 低入札価格入札者は、低入札価格調査の結果により落札者とならない場合があること。

（調査及び審査）

第7条 市長は、総合評価一般競争入札の結果、落札候補者となるべき者が低入札価格入札者であった場合は、落札候補者の決定を保留し、低入札価格調査を実施するものとする。

- 2 前項の低入札価格調査は、次に掲げる事項（市長が特に必要がないと認めるものを除く。）について、当該低入札金額入札者からの調査資料の提出、事情聴取及び当該契約に係る関係各課への照会その他の方法により行うものとする。
 - (1) 当該金額で入札した理由
 - (2) 入札金額詳細内訳
 - (3) 配置予定労働者の賃金支払予定
 - (4) 手持ち業務の状況
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項
- 3 公共施設清掃委託業務に係る八尾市総合評価一般競争入札評価委員会（次条において「評価委員会」という。）は、前項の低入札価格調査の結果に基づき、別表に規定

する低入札価格調査による落札候補取消判断基準により、当該低入札価格入札者によって当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるかどうか、又は当該低入札価格入札者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるかどうかを審査するものとする。

- 4 低入札価格調査を実施する場合は、市長は、低入札価格入札者から契約内容に適合した履行を確約する旨の誓約事項を記載した書面を徴取するものとする。

(落札者の決定)

第8条 市長は、前条第2項の規定による低入札価格調査の結果に基づき、評価委員会において審査した上で、落札者を決定するものとする。

(落札者等に対する通知)

第9条 市長は、落札者を決定したときは、直ちに入札者全員に対してその旨を通知するものとする。

(補則)

第10条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成29年3月22日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年4月9日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和8年4月1日から施行する。

別表（第7条関係）

低入札価格調査による 落札候補取消判断基準	内 容
1 調査書類の提出	(1) 提出書類が指定した日時までに提出されない場合 (2) 発注表で示す必要書類が整っていない場合
2 調査への協力	(1) 事情聴取に応じない場合 (2) 調査時に不誠実な行為がある場合
3 積算根拠	(1) 積算根拠となる資料が正しく記載されていない場合 イ 入札時に添付した入札金額内訳書と入札金額詳細内訳書の金額が一致していない。 ロ 入札金額内訳書の金額に違算がある。 ハ 内訳書の積算内容が、仕様書等で求めている内容を履行できない。 (2) 労務単価が法定最低賃金を下回っている場合
4 適正な処理及び説明	低入札価格での応札理由を的確に説明できない場合
5 その他	前各項に定めるもののほか、契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められる場合又は公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適當であると認められる場合